

高架の道路の路面下及び道路予定区域の有効活用の推進について

道路局路政課道路利用調整室

坂上係員

(現場から帰ってくる)

栗本係員

ふんふん。ふんふん。

坂上係員

あら？栗本君、何を食い入るように読んでるの？

栗本係員

あ、坂上さん、お疲れ様です。今、今年の1月26日に発出された「高架の道路の路面下及び道路予定区域の有効活用の推進について」という通達を読んでいたんです。

今回の通達は、高架下や道路予定区域といった直接には通行の用に供していない道路空間の有効活用の推進を図るためのもののようなんですが、ちょっと難しくてよく分からないんです。

坂上係員

どこが分からないの？

栗本係員

まず、高架下についてですが、これまでは「道路管理者と同等の管理能力有する者」という占用主体の要件が定められていたはずですが、有効活用の推進のためであれば、誰でもよくなったんでしょうか？

坂上係員

通達には誰でもいいとは書いてないでしょ？

栗本係員

あ、「高架下の占用により、道路管理者が当該占用区域内及びその近傍において、橋脚等の道路構造物の日常的な点検等を行いにいくくなるため、

道路管理者に代わりこれを適確に行うことができる者」と書いてあります。

坂上係員

そうね、高架の道路というのは、橋脚によって支えられる特殊な構造の道路で、事故によっては、それが起きたときに被害が甚大になるから、これまで栗本君の言うとおりの「道路管理者と同等の管理能力を有する者」という要件が定められていたわけね。今回はその考え方は変わっていないのだけれども、要件を明確化することによって、柔軟な対応を図ろうとしているのよ。だから誰でも良いわけではないわ。

栗本係員

道路予定区域については何が変わったんでしょうか？

坂上係員

道路予定区域については、道路法上占用は認められているんだけど、詳細な取扱いがなかったから、あまり有効活用されてこなかったのよ。そこで、将来の道路事業に支障を来さない範囲で暫定利用を推進していくために、詳細な取扱いが定められたの。

栗本係員

ふんふん。

坂上係員

他にも、占用主体の要件ではないけど、「高架下等の占用は、道路管理上及び土地利用計画上十分検討し、他に余地がないため必要やむを得ない場合に限って認められているものであるが、まちづくりや賑わい創出などの観点からその有効活用

が必要と認められる場合には、道路管理上支障があると認められる場合を除き、当該高架下等の占用を認めて差し支えない。」という規定もあるわ。

栗本係員

なるほど。まちづくりや賑わい創出のために高架下等の空間を有効に活用していこうということですね。

坂上係員

そういうこと。これから、こうした案件も増えてくるだろうから、しっかりがんばりましょうね。

栗本係員

はい。でも、まちづくりや賑わい創出につながるかどうかはどうやって判断したらいいのでしょうか？

坂上係員

……。それもそうね。

栗本係員

うーん。

渡邊課長

高架下等利用計画検討会だよ。

坂上係員

あ、課長。

渡邊課長

都市計画、周辺の土地利用状況等との調和を保ちつつ、まちづくり等の観点から適正かつ合理的な土地の利用を図る必要があると認められる高架下等について、道路管理者は、地方公共団体や学識経験者で構成される高架下等利用計画検討会を開催し、意見を聴取して、高架下等利用計画を策定することになっているんだよ。

例えば、私の家の近くなんかは、違法駐車が問題となっているから、高架下等利用計画検討会を開催するとしたら、市役所の駐車対策を担当している部署の職員に参加してもらい、時間貸し駐車場として利用することの可否について議論してもらおうといいだろうね。

坂上係員

違法駐車のないまちづくりにつながる有効活用というわけですね。

渡邊課長

そのとおり。もちろん、高架下等利用計画検討会の意見を聞かずに道路管理者だけで判断できるケースもあるけど、高架下等利用計画検討会を開くことによって、まちづくりの方向性や地域のニーズに、より適確に応えた高架下等の有効活用を図ることができるんだ。

栗本係員

なるほど。よく分かりました。ありがとうございます。

坂上係員

課長、ありがとうございます。

～終業のチャイムが鳴る～

渡邊課長

ちょうど、定時になったことだし、二人とも一緒に食事でもどうだい？

栗本係員

いいですね！では、我々の賑わい創出のために、課長の給料をどのように有効活用するか、坂上さんと検討会を開きたいと思います。

坂上係員

私は、イタリアンが一番賑わいが創出されそうな気がするわ。

栗本係員

僕は焼き肉ですね。

渡邊課長

おいおい、またこのパターンなのかい。トホホ。